

平成27年度第1回

逗子市情報公開運営審議会会議録

平成27年6月12日（金）

逗子市総務部情報公開課

平成27年度第1回逗子市情報公開運営審議会

日 時 平成27年6月12日（金）

午前10時00分～

場 所 逗子市役所5階 第6会議室

議 題

1. 正副会長の互選
2. 逗子市の情報公開制度の特徴について
3. 平成26年度情報公開制度の運用状況について（報告）
4. 情報公開制度の検討課題について
5. その他

出 席 委 員（6名）

会 長	芳 野 直 子
副 会 長	関 モ ト 子
委 員	神 田 愛 子
委 員	栄 田 美 子
委 員	関 根 進 悟
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（1名）

委 員	小 松 原 敬 子
-----	-----------

事務局等出席者

逗 子 市 長	平 井 竜 一
総 務 部 長	福 井 昌 雄
総 務 部 次 長	廣 川 忠 幸

情報公開課	矢	島	小	百	合
情報公開課	内	田	典	久	
情報公開課	武	藤	正	廣	
情報公開課	判	治	恵	子	
係					
主					
情					
非					
嘱					
報					
常					
公					
勤					
託					
開					
事					
課					
務					
員					

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 なし

配付資料

1. 平成27年度第1回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 逗子市情報公開運営審議会委員名簿（第13期）
3. 資料1 逗子市の情報公開制度の特徴
4. 資料2 平成26年度情報公開制度の運用状況
5. 資料3 情報公開制度の検討課題一覧

午前10時00分開会

○矢島情報公開課長 おはようございます。

会議に先立ちまして、4月1日付、人事異動がありましたので、職員をご紹介します。

総務部長、福井でございます。

○福井総務部長 福井でございます。よろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 総務部次長、廣川でございます。

○廣川総務部次長 廣川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 私は情報公開課長の矢島でございます。監査委員事務局から4月1日付で異動してまいりました。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから逗子市情報公開運営審議会委員の皆様に、市長から委嘱状の交付をさせていただきます。今回の任期は、平成27年4月28日から平成29年4月27日までの2年間となります。

それでは、順番にお席に回りお名前をお呼びいたしますので、よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○矢島情報公開課長 関モト子様。

神田愛子様。

栄田美子様。

関根進悟様。

島田達巳様。

芳野直子様。

ありがとうございました。

それでは、市長から一言、ご挨拶させていただきます。

○平井市長 皆さん、おはようございます。

本日は情報公開運営審議会のご出席、まことにありがとうございます。

今、委嘱をさせていただきまして2年間、委員としてぜひ皆様のさまざまなご意見をいただければなというふうに思っております。

この情報公開制度もことしで25年目に入りまして、逗子はいち早くこの知る権利ということをしっかりと位置づけた上で、情報公開に努めてきたというこ

とで、情報公開では全国にも本当に誇れる、そういった制度とそして運用というものを積み重ねてまいりました。

昨今は個人情報の保護と両方のバランスをどうとるかというのが非常に大きな課題だとは思いますが、職員も本当に情報は公開するということを前提に仕事をしていますし、いろんな意味で書類を記録として残す、そういったものも随分定着はしてきているなどというのは実感しておりますが、今後は恐らくマイナンバーが始まったり電子データをどう扱うかと、オープンガバメントみたいなことを言われるようになってきて、基本的に文書というのが一つの中心ではあったわけですが、一層この電子データをどう扱うかということも非常に自治体にとっては大きな課題かなと、そんなふうに感じている昨今であります。

したがって、今後ともより一層この逗子市の情報公開制度が全国の模範となるような形でその時々時代の状況に合わせて進化し続けていければなど、そんなふうに思っておりますので、ぜひ専門家、それから市民の目線でいろんな形でよりよいようにしていただきたいということをお願いを申し上げます、私のご挨拶といたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

女性が多いのでとてもうれしいなど。審議会の女性比率を30%は超えるということをやっておりますので、ここはもう3分の2が女性のようなので、ぜひよろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

申しわけございませんが、市長、部長、次長は所用がございますので、これで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長、部長、次長退席)

○矢島情報公開課長 すみません、座ったままで失礼します。

改めまして、情報公開課長の矢島です。よろしくお願いいたします。

情報公開課の担当職員を紹介させていただきます。

情報公開係長の内田です。

○内田情報公開課係長 内田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 審議会の主務を担当します武藤です。

○武藤情報公開課主事 武藤です。よろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 同じく非常勤の判治です。

○判治情報公開課非常勤事務嘱託員 判治でございます。よろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 本日、小松原委員より欠席する旨のご連絡がありました。

それでは、委員の半数以上のご出席がありますので、第1回情報公開運営審議会を開催させていただきます。

まず、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○矢島情報公開課長 それでは、本日は任期満了後、初めての会議になります。

新たな委員さんもいらっしゃいますので、委員の皆様からも自己紹介をお願いいたします。恐れ入りますが、関委員から順にお願いいたします。

○関委員 おはようございます。関です。

3期目になるんですけれども、全くの一市民なので、参加させていただいているというだけで、ちょっとまだ3期目というような発言はできませんが、できるだけ私も頭をもうちょっとやわらかくして頑張って協力できたらなど、お役に立てたらなと思います。よろしくお願いします。

○神田委員 神田愛子と申します。おはようございます。

先ほど市長からのお話で、情報公開の制度が25年目に入って全国の中でも非常に進んでいるという話がありましたけれども、そういった中の一つの仕事として私が携われることは大変光栄にも思っております。ただ、私も3期目とはいいいながらも、日々の生活に追われておりまして、なかなか会議の前に少し勉強させていただくことでいっぱいいっぱいですので、また今期、気持ちを改めまして、2人の先生方を初めいろいろな方から意見を吸収しながら、たくさんのことを学んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○栄田委員 栄田と申します。お願いいたします。

2期目になるんですけれども、途中からで丸々1年やっていないので、まだこの委員会に関してはちょっと手探り状態でやっております。少しでもお役に立てるように頑張っていきたいと思っております。金融機関に10年少しいましたので、その知識を使えばなとは思っております。よろしくお願いいたします。

○関根委員 関根進悟です。よろしくお願いします。

今回1期目ということで、私も何もわからないというのが現状なんですけれども、実は私、去年の12月25日に逗子市に引っ越してきました、本当に逗子市でもまだ若葉マークというところなんですけれども。もともとこの逗子に縁があったかなかったかという、全くなかったんですけれども、電車の中で携帯電話を忘れまして、それで逗子駅まで取りに行けというふうにJRのほうから言われましてここまで来たら、改札おりたら何と気持ちいい土地なんだろうと。昔ながらの商店ですとか町並みがそろっていて、緑もあるし、変な話、看板なんか規制されたりとかしていてちょっと珍しい土地だなと思って、こんないい土地に住めるんだったらちょっとここで探そうということで、実は1年間かけて探して、こちらにやってまいりました。

そういった意味で、今後、せっかく逗子で家を建てたのでこの逗子で骨を埋めることになると思うんですけれども、逗子で何かちょっとでもお役に立てればなということで、まずはここからというスタートできよう参りました。ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

○島田委員 島田達巳でございます。

私、今回1期目ですが、現在、東京都立科学技術大学の名誉教授で、東京都立科学技術大学というのはいなくなっていて、首都大学東京に変わっております。専攻は経営学とか行政の情報化のほうで専門でございます。

逗子市さんとは縁がありまして、市民の方はご存じだと思うんですが、市長の富野市長さん、ご存じですか。富野市長さんとか長島市長さんという時代には、個人情報保護運営審議会の委員をさせていただいておりました。たまたまそのころ近くに住んでいたんですけれども、その後は関西の大学へ転勤になりまして、そちらへ行って委員は退いておりまして、今回再びご縁がありまして委員をさせていただくことになりました。

現在たまたま、東京の町田市のほうでは個人情報保護審議会と公開のほうの運営審議会とは兼ねているんですけれども、そこの委員も、これはもう5年目なんですけれども兼務させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○芳野委員 芳野直子と申します。初めまして、よろしくお願いいたします。

私は、この情報公開運営審議会は2期目ということです。逗子とのかかわりは、ここにも書いてあります情報公開審査委員と個人情報保護委員という、行

政オンブズマンという仕事がありまして、それを８年前から就任させていただいて、下の１階の情報公開課にほぼ週に１遍の割合で来させていただいて、情報公開、個人情報保護の問題についていろいろかかわらせていただいています。

２期目ということで、この情報公開運営審議会の議論が結構とっても活発で、市民委員の皆さんからも意見がたくさん出て、なかなかいい審議会だなというふうに１年間感じておりました。今回は島田先生という学識経験者の方もまた加わったので、もっともっとパワーアップできるんじゃないかなということで、とても楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長　ありがとうございました。

それでは、最初の議題になりますけれども、情報公開運営審議会、正副会長の互選についてでございます。運営審議会規則第２条第１項の規定により委員の互選により定めることになっております。どなたか、自薦、他薦でいかがでしょうか。

なかなかご発言……。

なかなかちょっと、皆さん、ご遠慮なさるところもあると思うのですが、事務局の考えとしては市民委員の方から出るのが一番かなということで、ちょっとご意向なんかも聞かせていただいた経緯もあるのですが、不安な部分もあるかと思うのですが、ご意見だけでもぜひ言っていただいて。お願いします。

順にご意見とか、どうでしょうか。

○神田委員　私、３期目なので、今まで何度か会議に出席させていただいた中で、本来であれば期数の多い人、今回のメンバーであれば、３期目の私ですとか関さんとかそういったところから、やっぱり会長、副会長が出るべきなのかなとは思ってはいるのですが、すみません、この間矢島課長に電話でお話しさせていただいたとおり、ちょっと家庭の事情がございまして、なかなか私自身が会長や副会長をさせていただくことができないような状況にございまして、期数にとらわれずもしやっしてくださる方がいらっしゃれば、非常にありがたいなと思うのですが。

○矢島情報公開課長　関委員は、ご意見だけでも。

○関委員　ちょっと荷が重いというか、意見するだけでも結構いっぱい

というか、意見もできるかできない状況で、この場を進行していくというのはすごく不安のほうが大き過ぎて、もしお受けしたら来たくなくなってしまうというぐらいに不安は感じます。

○矢島情報公開課長 栄田委員もご意見ありましたら。

○栄田委員 やはり市民から出すべきという趣旨はすごくよくわかるんですけども、情報公開運営審議会のことを理解している方が委員長になったほうが事は進むような気がするので、私もきょう本当を言えば芳野先生にやっていただけたらと思うんですけども。

○矢島情報公開課長 芳野委員を推薦ということで。

○栄田委員 はい、知識もあるし。

○矢島情報公開課長 お声がありましたけれども、いかがでしょうか。

○芳野委員 今までは市民委員の方から会長が出ておられました。多分規約上は期の順じゃないといけないというものないし、学識委員、市民じゃないといけないというものないというふうに、何の制限もないと思うんですが、今までの慣行で市民委員の方からだったので、私でよろしいのでしょうか。もし皆さんがよいということであれば、私自身は、皆さんのご意見を最大に引き出すのが会長の仕事だと思うので務めさせていただくことは別にやぶさかではありません。皆さん自身がいかがかなというふうには思っております。

○島田委員 よろしくをお願いします。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。それでは皆様、よろしいでしょうか。

では、芳野委員が会長に決まりました。よろしくお願いいたします。

会長が決まりましたので、この後の議事運営につきましては、会長をお願いいたします。会長のお席への移動をお願いいたします。

(芳野委員、会長席に移動)

○芳野会長 先ほど挨拶させていただきましたとおり、この運営委員会ってとっても皆さん、自分の本当に地についた感覚で発言をされていて、こういう発言が逗子市の情報公開制度を一つ一つつくっていくんだなということを、2年間、委員を務めさせていただいて実感しました。

私が会長になって皆さんのご意見をどれだけ引き出せるか、ちょっと不安な

ところもございます。前の小島会長が大変議事進行が上手な方でいらっしゃったんですが、私がどれだけできるかわかりませんが、円滑にそして皆さんの意見を最大限引き出せるような議事進行を努めていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

ということで、副会長の選任をしなければなりません。副会長の選任については、いかがでしょうか。

副会長は、基本は皆さんと一緒に座っていただいて、いざ私が突然病気になって来れなくなったとか、そういうときにピンチヒッターでここで司会をしていただくということが基本で、過去、副会長が急にかわったことは今までないですね。ということで、できましたら気楽に手を挙げていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○島田委員 市民の方がいいと思うんですよね。

○芳野会長 そうですね。もともと会長も市民の方で、今回特別にイレギュラーで私が会長をさせていただきますので、ぜひ市民の方から手を挙げていただければと思うんですけれども、ご推薦は。

いかがですか、期の多い順で。来なくなるの嫌になりますか。

○関委員 猛勉強しなきゃいけないなという。

○芳野会長 いや、それは。すごく勉強してここで意見を言うという場ではないと思っています。むしろ本当に市民として市民の立場でどうかということを意見を言っていただくのが、自分の経験上からということで話していただくのが、市民委員のお立場だと思いますので、そんなすごい勉強する必要もないと。

○関委員 全くの、情報公開について基礎というか、もう基礎的な知識もない全くのただの市民なので。どうでしょう。

○芳野会長 どうですかね、別にそれは。本来は市民委員というのが特別いろいろ知っているという前提ではないですし、副会長というお仕事は、仕事といっても今言ったみたいにピンチヒッターの仕事ですので、特別な知識は要らないと思うんですけれども。関委員がそれで来たくなくなっては困るんですけれども。

○関委員 一番、順番的にも私がお受けしたほうがスムーズだと思うんですが、大丈夫ですか、私で……という気がしますが。

○関根委員 大丈夫です。

○芳野会長 どうですか。私は、これまでの皆さんの話聞いていてどなたに頼んでももう全然大丈夫だと思ってはいるんです。

○関根委員 日本の文化って、別にいいも悪いもないんですけれども、何かポジションがその後追いついていくとか育てていくとか、そういうようなあれじゃないですか。だから、周りの人も多分、僕も全然素人ですけれども、当然協力とか絶対していきますし、余り深く考えられなくてもいいのかなという気はするんですけれども。

○芳野会長 みんな、委員全員で盛り立てていきます。

○神田委員 お願いします。

○関委員 ぜひとも全参加でお願いします。

○芳野会長 頑張ります。健康に気をつけて。

○関委員 健康でお願いいたします。

○芳野会長 よろしいですか。

○関委員 はい。

○芳野会長 それでは、関委員に副会長をお願いしたいと思います。

○関副会長 よろしくお願いします。

きょうも先ほどから申し上げていますが、本当に市民の一番下のほうの意見でしか言えないような私ですが、気を引き締めて頑張ります。よろしくお願いします。

○芳野会長 それでは、議事を進めたいと思います。

議題の2のところにいきたいと思います。逗子市の情報公開制度の特徴についてという議題が提示されております。これにつきましては、情報公開課長から説明をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、私のほうから逗子市の情報公開制度の特徴ということで、新しく委員になられた方もいらっしゃると思いますので、資料1に基づきまして簡単にご説明させていただきたいと思います。

先ほど市長からお話がありましたけれども、逗子市の情報公開制度は平成3年度にスタートしまして、今年で25年目という歴史のあるものでございます。

まず、資料1の1番、1条の条例の目的になりますけれども、市民の知る権

利を制度的に保障しまして、開かれた市政の実現を図ることです。解釈運用基準のほうにはもっと詳しく書いてありますけれども、市民参加と、それから知る権利を制度的に保障しているということです。

それから、2番目の基本原則、第2条になりますけれども、1番目は情報提供の推進ということで、情報公開をするだけでなく情報提供を推進していくという、積極的に市のほうから情報を出していくというものです。

それから、2番目が公開原則になります。こちらのほうは、公開することを原則として、非公開とすることができる情報は必要最小限にとどめなければならないということです。

それから、3番目の個人情報の保護。そちらのほうは、原則公開といいましても個人情報は適切に保護しなければなりません。知る権利の裏側の権利としてプライバシーの保護がありますので、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をするということです。

それから、4番目のわかりやすく利用しやすい制度、そちらのほうに努めるということで、どんなに制度がよくても、市民にわかりにくく利用しにくい制度ではいけないということです。

それから5番目、公正かつ迅速な救済の保障がされることです。逗子市は独自の救済機関としまして、独任制の情報公開審査委員3名が置かれています。これは後で9のところで再度ご説明させていただきます。

それから、3番目の定義になります。こちら第3条になりますけれども、条例において情報とは何かということで、まず1つ目は、実施機関の職員がということで、そちらは市役所の全職員ですね。それから、2つ目としましては、職務上作成し、または取得した、3つ目、文書。こちら文書と書いてありますけれども、これには磁気テープ、フィルム、そういうものも含まれます。そちらに記録され、4つ目、実施機関が現に保存または保管しているものということになります。

それから、4番目の情報の公開を請求する権利ということで、第4条になりますけれども、逗子市の条例に基づいて、情報公開ができる方はこれは何人もということで、住民のみでなく何人となっています。未成年者、外国人も請求可能となっております。平成3年にこの条例ができたときには、全国でもまれ

な規定ということです。

それから、5番目の情報の公開義務ということで、こちらまず5条になりますけれども、先ほども基本原則で出てきましたけれども、(1)では原則公開ということです。

それから(2)では、それでも個人情報を含むもの等、非公開とすることが出来る情報というのは、第5条第2項で定められております。そちらのほうは、1つ目が個人に関する情報、2つ目が法人情報、3つ目が、市が実施する事務または事務事業のうち、ア、意思決定過程情報、それから、イ、市の機関等における協力関係維持情報、ウ、事務・事業の実施に関する情報、エ、犯罪誘発情報があります。それから、④になりますけれども、4つ目は法令秘情報、法令で公開が禁じられているものになります。

それから(3)、こちら存否応答拒否、第8条になりますけれども、これは平成26年度に改正されたものです。委員の中にはこちらの改正にかかわられて、ご存じの方もいらっしゃるかと思います。公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報のうち個人に関する情報であって、特定の個人が識別されまたは識別され得るものを公開することとなるということ、非公開と答えた段階で、あるとわかってしまうケースです。

例えば、特定個人の法律相談申し込み書類という情報公開請求が来た場合、あるかないかを答えただけで、その人が法律相談をしているということがわかってしまうような例があります。相談時、申請受付時も、対応のほうはこちらも注意しなければならないと思っております。

それから、次のページ、6になりますけれども、こちら第9条になりますけれども、公開請求手続の方法としまして、(1)にありますけれども、原則は窓口請求というふうになっております。窓口に来て請求書を書いていただくことになります。ただ、(2)に書いてありますけれども、情報機器の進化によりその他の方法としまして、従来の郵便に加えまして、ファクス、インターネットもできることとなっております。

インターネットにつきましては平成16年度から始めておりまして、こちらは一時、窓口請求とインターネット請求が逆転するのではないかとと思われるほどの動きがあったと聞いております。インターネット請求につきましては現在、

要領で運用ということになっております。平成25年4月1日に市ホームページのリニューアルに伴いまして、インターネット請求等が電子申請・届出システムに移行しましたので、請求には利用者のID取得が必要となっております。

それから、7番目の一定期間経過後の情報の公開ということで、第6条の2ですけれども、これは平成18年に条例改正がされまして追加になったものです。こちらは一旦非公開にしたもの、例えば先ほどの非公開理由により非公開したもののについて、20年たったら一度見直しをしようというもので、見直しをして公開できるものであれば公表していく、その時点でも公表できないようであれば、10年ごとに見直しをしまして50年後まで公表の可否を見直すという規定です。（１）のほうが個人情報該当部分、（２）が法人情報、行政運営情報、法令秘情報該当部分の対応となっております。

この規定につきましては、実際に原本保存が20年、50年ということで、保存管理の徹底につきまして課題になっております。こちら、議題になっておりますが、検討課題の一つにもなっております。これはまた後ほど出てきますので、よろしくお願いいたします。

それから、8番目、第10条の公開するかどうかの決定ということですが、こちらのほう、情報公開の請求から起算して7日以内に決定します。請求日から起算しますので、例えば月曜日に請求受けますと、7日目というのが日曜日になってしまいますので金曜日には決定しなければならないため、実質5日以内ということになっております。年末年始、ゴールデンウィークなどは、この日にちの関係だけで延長せざるを得ない状況になることもあります。延長の場合は、文書通知を行わなければならないとされております。

それから、次に9番目の情報公開審査委員、第15条になりますけれども、先ほどの基本原則でも少し触れましたけれども、こちらのほうは、逗子市では非公開決定に係る不服や相談を直接受けつけ処理をする、簡易迅速な独任制の救済機関として、現在3名の情報公開審査委員がおります。現在、皆さん弁護士の方でいらっしゃるしまして、個人情報保護委員も兼ねていただいております。芳野会長もそのお一人でいらっしゃいます。

情報公開請求に対して非公開の決定が出て、その非公開決定に対して不服がある場合、いわゆる行政処分についての不服がある場合には、一般的な制度に

つきましては行政不服審査法による不服申し立てという制度があります。あとは、行政事件訴訟法による訴えという取り消し訴訟になりますけれども、こちらは裁判所が判断することになります。裁判となった場合は、行政事件の場合は時間がかかるということで、迅速な救済ができないというような点があります。

このような点を配慮しまして、逗子市では当初より、行政機関ではない情報公開審査委員という第三者機関としての独自の救済機関を設けております。迅速な救済保障のために担当委員による申し出の面談、関係機関からの事情聴取、処理結果、勧告、意見表明、不服申し出者に対する処理結果通知も委員が直接行っておりまして、不服申し出から30日以内に結論を出しております。

独任制ということですが、勧告の必要がないと判断した場合、これ具体的には決定に問題なしと判断した場合とか、市の判断と同じ判断というようになった場合で、あと重要案件の場合につきましては、3人の審査委員の合議という形をとっております。

また、非公開とされた情報そのものを見て、判断ができるなどの調査権があること、また不存在の場合必要と認めたときは、新たな文書作成等の意見を述べるができること、また情報公開や公表等に関する苦情相談に応じまして、実施機関に助言をすることができるなどの特徴がございます。

次に、10番目になりますけれども、情報公開運営審議会、こちら第16条ということで、本審議会について規定されたものです。こちらのほう、ハンドブックの134ページになりますけれども、順番に読ませていただきますと、第1項ですが、こちらのほう、「この条例による情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため実施し、情報公開運営審議会を置く」。

第2項は、「審議会はこの条例による情報公開制度の改善、その他重要事項につき、実施機関の諮問に応じて調査審議をし、その結果を答申し、または意見を建議する」ということで、過去に市から諮問をし、こちらの審議会でご審議賜りご答申いただいております。

それから第3項は、「審議会は委員7名以内をもって組織する」とされております。現在委員は7名いらっしゃいます。

それから第4項、「審議会は市民委員及び学識経験者のうち市長が委嘱す

る」ということで、今回の委嘱から市民の方が5名、学識の方が2名ということになりました。

それから第5項、「審議会の委員は審査委員を兼ねることができる」ということで、審査委員が1名、学識経験者、芳野会長が兼ねております。

それから第6項、「委員の任期は2年とし、その再任を妨げない」ということで、今回は市民委員、3期目の方が3名、2期目の方が1名、1期目の方が1名、学識経験者1期目の方が1名、2期目の方が1名という構成になっております。

それから第7項は、「その他必要なことは市長が別に定める」とされていまして、この審議会に関しましては、ハンドブック37ページにありますけれども、逗子市情報公開運営審議会規則を定めております。こちらのほうは、会長・副会長の互選や、半数以上の出席がなければ会議を開くことができないなどが定められております。

それから、11に戻りまして、情報の管理ということで、第18条になります。そちらのほうは、情報を適正に管理すること、そして文書目録の作成・閲覧を義務づけております。現在は文書管理システムが導入されておりますので、そちらで閲覧ができるようになっております。

こちらのほう、皆さん、もしお帰りにご覧になっていただくとわかると思うんですけど、文書管理システムというシステムをご覧になっていただけるパソコンが1台、情報公開課の窓口のところにご用意してありますので、そちらのほうで市民の方、いらっしゃった方、皆さん見ていただけるようなシステムになっています。

それから、3番目には、（3）になりますが、一定期間経過後の非公開情報につきましては、先ほど7でご説明をさせていただきましたけれども、第6条の2に関する部分になります。

それから、次の12の会議の公開ということで、第20条になりますが、まず審議会等の会議は公開になっております。ただし書きで非公開が示されております。また、庁内会議等も公開に努めるものとされております。

まず、会議の事前公表の徹底ということで、広報紙はもちろん各所管でのホームページへの掲載、またイベントカレンダーへのリンクづけに漏れがないか

を確認するよう、情報公開課のほうからも定期的に連絡をしております。

ハンドブック145ページになりますけれども、こちらのほう、145ページの下のほうになりますけれども、運用の中で傍聴者の範囲、傍聴者名簿等の記載についても触れております。また、会議録の作成についても、会議録の作成に関する指針ということで、ハンドブック159ページ、が定められております。

最後に、こちらレジュメのほうにはないんですけれども、情報公開請求の流れになりますけれども、情報公開請求書は第1号様式で、ハンドブック15ページになります。第1号様式ですね。それを受けまして、7日以内に決定をしなければなりませんけれども、延長の場合には第2号様式になります。決定通知書は、全部公開の場合は第3号様式、17ページですね。一部公開の場合は、第4号様式ということで、18ページになります。それから、非公開の場合には第5号様式、19ページ、情報不存在の場合には第6号様式、情報存在応答拒否の場合には、第7号様式となります。

一部公開、非公開、不存在、存否応答拒否の決定通知、第4号様式から第7号様式にはご覧になったとおり、この処分に対して次のとおり異議申し立て、訴えの提起、不服の申し出をすることができますと書いてあります。

先ほどご説明しました行政不服審査法に基づく申し立てが1です。それから、行政事件訴訟法による訴えが2、逗子市情報公開審査委員に対しての不服申し出は3に記載されております。それから、その流れですね、フローチャートにつきましては、162ページから165ページになります。

雑駁ではございますけれども、逗子市の情報公開制度の特徴ということで、私のほうからの説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○芳野会長 ありがとうございました。

何かご質問ありますか。

情報公開条例というのは全ての自治体にあるんですけれども、逗子市はやはり、先ほど市長もおっしゃったように、大変情報公開を積極的に行うという条例になっていて、条例自体もかなり特徴的なところがあるんですね。

まずは、第1条の知る権利というのを明記しているというのは、これは知る権利とかいう権利として明確にしているところ、必ずしも多くはないんです。だからそういう形での特徴がまず最初にあるということ。あとは、このレジュ

メの2の一定期間経過後の情報の公表。こういうルールはとても珍しいルールで、要するに非公開になって歴史に埋もれないように、あと何十年かたったらもう一度検証する機会を与えようという、ある意味では非常に珍しいルールというふうに聞いています。

あとは、請求期間から決定までが7日間というのは、これはすごく短い。普通は14日とかいうのが多いんですが、7日はとても短いところで、なるべく早く情報を出そうということ。あと情報公開審査委員みたいな、裁判とか行政不服審査とかいう大変な手続をやらなくても不服ができるということ。そういう意味でいうと、ほかの市町村条例に比べると大変情報をどんどん公開していこうという方向でのルールづくりが、かなり条例にも取り込まれているというかなり特徴的です。ちょっと、すみません、余談ですが。

ご質問とかありますか。

では、ないようですので、次の議題に移ります。

第3の議題です。平成26年度情報公開制度の運用状況についてを議題といたします。事務局からご報告をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、平成26年度の情報公開制度の運用状況について、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、条例第21条に基づきまして公表されております。昨年度の審議会におきまして、平成26年度の前期分、9月末までの状況はお話をさせていただきましたが、新しい委員の方もいらっしゃいますので、10月1日以降のものを中心ではありますけれども、全体もご説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ目の1番目の公開請求件数と決定件数ということですが、表の①のところを見ていただきますと、全部公開が合計で46件になっております。②が一部公開、そちらが合計で21件、③非公開が2件、⑤不存在が31件。こちら、うち会議録というようなもので、その時点では不存在が2件でしたので、全くの不存在は29件ということになっております。それから、⑥存否応答拒否が3件、⑧取り下げが1件、⑨延長が7件でした。

⑩請求件数の合計は98件ですが、全部公開から取り下げまでを合計すると104件になります。こちらは1件の請求が複数で、処理内容が違うものが

あるため、合計数のほうは一致しておりません。

それから、⑪のインターネット請求につきましては、こちらの内数になりますけれども、13件になっております。⑫の口頭請求が5件ありますけれども、こちらのほうは一度公開請求があつて、公開決定をした情報については既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求については口頭請求ということで処理をして、その場で情報が見られるというものです。これは条例第9条に規定しております。

この口頭請求の内訳につきましては、こちらのほうの26ページをご覧ください。と、内容が記載されております。口頭請求の内訳ということで、26ページに記載しております。

それから、昨年度の請求件数、こちら書いていないんですけれども、昨年度の請求件数は99件ということで、インターネット請求が11件でしたので、ほぼ同数になります。

それから、1ページに戻りまして、2の公開請求の所管別につきましては、秘書広報課が1件、経営企画部が5件、総務部が29件、市民協働部が16件、福祉部が11件、環境都市部が29件、消防が1件、議会事務局が2件、教育委員会が3件、選挙管理委員会が1件となっておりますけれども、多いところが総務部の職員課が16件、環境都市部都市整備課が14件と、課ごとになりますと、こちらのほうが2桁の請求件数となっております。

それぞれ内容につきましては、3ページから17ページに記載されております。後ほど簡単にご説明させていただきます。

それから、3番目の行政不服審査法に基づく不服申し立て、こちらのほうにつきましては、1件ございました。これは先ほどご説明しましたとおり、逗子市の場合は、独自のオンブズマン制度で審査委員のほうに不服を申し出ることが出来ますけれども、こちらの方は行政不服審査法による不服申し立てを選択なさったということで、結果のほうは棄却となりました。

それから、4番目の条例に基づく不服の申し出につきましては2件ありました。こちらは3の行政不服審査法に基づく不服申し立てと重複している申し出ではありません。その結果は勧告ということになりまして、18ページと19ページの内容になります。こちらのほうも後ほど簡単にご説明させていただきます。

それから、5番目の同一人による請求件数ということで、40件請求した方がお一人、5件請求した方がお一人、4件請求した方がお一人、3件請求した方がお一人、2件が10人、1件が26人、実請求者数は40人ということになります。

6のインターネット請求の割合は、40人に対しまして9人ということで、23%ということで4分の1弱ということになっております。

それでは、3ページ以降になりますけれども、こちらのほうは10月1日以降のものについて、全部公開を除きましてご説明させていただきたいと思います。

まず、5ページ目になります。こちらはナンバー62、こちらのほうが、平成24年11月6日に逗子市で発生した殺人事件に関し、市職員が処分を受けたが、処分の根拠及び守秘義務違反と認識し、処分に至るまでの経緯がわかる全ての文書ということで、こちらは個人情報、意思決定過程情報、事務事業実施に関する情報の部分が非公開となっております。

それから、職員課のナンバー67、平成24年11月6日に逗子市で発生した殺人事件に関し、誰の指示・責任で市として被害届を出したかがわかる文書ということで、個人情報の部分が非公開となっております。

それから、6ページに移りまして、同じく職員課になりますけれども、81の請求はナンバー62で請求した文書に対しまして、誰の指示で公務員の氏名、被害者の名前を含めて黒塗りされたのかがわかる文書及び法的根拠がわかる文書ということで、個人情報の部分が非公開となっております。

7ページに移りまして、同じく職員課、83の請求は、これはナンバー62で請求した文書に対しまして、具体的に誰の指示で公務員の氏名、被害者の名前を含めて黒塗りされたのかがわかる文書及びその法的根拠、上司の違法な指示に盲従し、実務として文書の黒塗りの作業をした職員がわかる文書ということで、こちらのほうは文書が存在しないため不存在という結果になっております。

それから、同じく職員課になりますけれども、ナンバー95、こちらは平成27年1月18日実施の非常勤事務嘱託員採用試験の合格基準点がわかる資料ということで、個人情報、事務事業実施に関する情報が非公開となっております。

次に、同じページの管財課の56番になりますけれども、こちらは平成24年10月25日、26日、11月7日に生活安全課職員が出張した際に、使用した共用車の仕業点検実施表及び用車運転日誌ということで、文書の保存期間を経過し既に

廃棄されているため、こちらのほうは不存在ということになります。

それから、9ページに飛びまして、生活安全課の70になります。こちらのほうが、平成24年10月26日に郵便局から受け取ったはずの公文書を、受け取っていないと言ったにもかかわらず実は受け取っていて、公文書ではないことを理由にシュレッダーしたという回答があったが、何をもって公文書、公用文書、行政文書ではないというのがわかる文書、うそにうそを重ねその都度回答の内容が矛盾することを正当化する文書、公文書、公用文書、行政文書を、4日間でシュレッダーにかけたことを正当化する文書ということで、こちらのほうは該当する文書が存在しないため不存在となっております。

同じく、生活安全課の71、こちらのほうは、平成24年10月26日に郵便局から受け取ったはずの公文書ではないと称する文書を、誰の職務命令によりシュレッダーしたかわかる文書、シュレッダーした文書を市長が確認しているかがわかる文書ということで、こちらのほうも該当する文書が存在しないため不存在となっております。

12ページに移りますけれども、国保健康課の84番になります。医薬品がどれだけ処方されているかがわかる情報一切。例えば、何という製薬会社の何という化学薬品名の何という商品名の何という薬が、どこの医療施設、福祉施設、民間施設等で、いつどれだけ処方されているかといったようなことがわかる情報。なお、市内医療機関では、逗葉地域医療センターが逗子市から出資を受けていると判明しているということで、こちらのほうは個人情報ということで非公開となっております。この件につきましては、先ほど申しました行政不服審査法に基づく不服申し立てがありました。

それから、13ページに移りまして、ナンバー85、環境管理課、こちらアーデンヒル自治会のバス導入に関する打ち合わせ記録、2014年6月20日から2015年1月7日、市とアーデン住民との打ち合わせということで、個人情報が非公開ということで一部公開となっております。

それから、資源循環課、ナンバー64、環境都市部長の平成26年10月17日金曜日午後3時から午後5時半までの打ち合わせに関する記録ということで、作成中であるため不存在となっております。こちらについては、でき上がる時期は示しております。

それから、14ページの都市整備課のナンバー60は、これは平成23年度道路等補修工事（99）（111）で、個人情報为非公開となっております。

それから、ナンバー61、平成26年4月15日付情報公開請求に関連し、情報公開存否応答拒否の決定があったが、被害届が出された事実があることについて、刑法第172条に規定する虚偽告訴等、第103条に規定する犯人蔵匿等、第104条に規定する証拠隠滅等に該当しないことがわかる文書ということで、既に存否応答拒否の決定を行っているため、存否応答拒否という結果になっております。

同じく都市整備課の65になります。環境都市部長の平成26年10月17日金曜日午後3時から午後5時半までの打ち合わせに関する記録ということで、口頭での内部打ち合わせであるため記録等が存在しないということで、不存在となっております。これは先ほどの前のページ、13ページのナンバー64と請求内容は同じですけれども、同じ時間帯の中でそれぞれ会議、打ち合わせがあったということで、都市整備課は内部打ち合わせで記録等を作成していないため不存在になっているということです。

それから、15ページになりますけれども、都市整備課、ナンバー66は、先ほどナンバー61と関連しておりますけれども、平成26年4月15日付情報公開請求に関連し情報公開存否応答拒否の決定があったが、刑事訴訟法第239条、241条があるにもかかわらず情報公開条例が優先されることがわかる文書ということで、該当する文書がないため不存在となっております。

同じく、都市整備課、ナンバー75ですけれども、ちょっとこれ長くなりますので、少し短く読ませていただきます。環境都市部長が虚偽の発言をしたが、その虚偽の発言及び発言者周辺の職員もそのことを否定しなかった不作為の違法行為に対する懲罰がわかる文書、懲罰しないとすればそのことを正当化する文書、職務の引き継ぎについて申し送りをしなかった職員の懲罰がわかる文書ということで、違法行為がなく懲罰に関する文書が存在しないため不存在となっております。

同じく都市整備課、ナンバー77、平成25年当時の環境都市部長が、勤務時間中に小型の事務用はさみを凶器と発言したことの法的根拠がわかる文書ということで、該当する文書が存在しないため不存在となっております。

同じく都市整備課、ナンバー79、平成23年道路補修工事（99）（111）、1

から3の内容が書いてありますけれども、一部は個人情報ということで一部公開、一部は該当する文書がないということで不存在となっております。

次に、16ページに移りますけれども、ナンバー82はナンバー79で不存在とされたものについて、現地立ち会いのもと、口頭にて要望をしたとされている要望の内容、年月日、時刻など全てに関する書面一式ということで、該当する文書がないため、平成26年12月22日に不存在決定がされましたが、こちらにつきましては情報公開不服申し出が出されまして、こちら不服2号になりますけれども、平成27年3月18日に情報公開審査委員から逗子市長に勧告書が提出されました。平成27年3月30日、都市整備課は原処分を取り消すとともに、改めて一部公開決定を行いました。

同じく都市整備課、ナンバー87につきましては、平成25年度の区画線工における無鉛の塗料（黄色）の各資材単価が明らかになるものということで請求がありましたけれども、平成25年度にその塗料は使用していないため不存在となりました。

同じく都市整備課、ナンバー91は、小坪一丁目14番地先の階段及びその周辺整備・補修に関する文書・資料一式ということでしたが、文書・資料が存在しないため不存在となっております。

同じく都市整備課、ナンバー96につきましては、道路査定図、逗子市桜山七丁目2063他地先ということで、個人情報が非公開となっております。

17ページになりますけれども、ナンバー92、教育総務課の逗子市職員採用試験に係る①②の資料ということで、①は事務事業実施に関する情報、②は個人情報が非公開となっております。

平成26年度10月1日以降の情報公開請求内容と決定内容について、全部公開を除きご説明をさせていただきました。

続きまして、長くなって申しわけないのですが、18ページ、19ページにつきまして、平成26年度情報公開制度、不服申し出処理状況になります。先ほどの2ページの4、条例に基づく不服の申し出等の状況、意見の内容になります。こちらにつきましては、情報公開審査委員、オンブズマンによる審査結果になります。

先ほど一覧でご説明させていただいた都市整備課の不服第2号につきまして

は、19ページが内容となっております。

それで、第1号につきまして簡単にご説明させていただきますと、職員課のナンバー22、平成26年6月16日付け情報公開請求に対する一部公開決定についての不服申し出です。こちら、結果は勧告が出まして、備考欄にありますように、平成26年8月21日に職員課は原処分を取り消しまして改めて一部公開を行いました。

それから、第2号は先ほど申しました都市整備課、ナンバー82の平成26年12月17日付け情報公開請求に対する情報不存在決定についての不服申し出で、結果は勧告が出まして、平成27年3月30日、都市整備課は原処分を取り消すとともに改めて一部公開決定を行いました。

続きまして、20ページになります。20ページにつきましては、平成26年度情報公開運営審議会の開催状況ということで、昨年度の本審議会の開催状況、議題が載っております。

それから、21ページから25ページにつきましては、平成26年度の会議の公開、こちら条例の第20条で会議の公開の規定がありますけれども、会議の公開状況等の調べということで、こちらにつきましては情報公開課から各課に年度末に照会をかけまして、平成26年度の会議の公開状況等を取りまとめたものでございます。

それから、飛びまして26ページになりますけれども、こちらは2ページでご説明しました、口頭請求の内訳になります。口頭請求につきましては、先ほどお話ししましたように、条例の第9条に基づいております。

それから27ページ、こちらは情報提供の内訳となりますけれども、これは市政情報広場、こちら情報公開課の窓口で対応したもののみの件数になります。情報提供は情報公開条例によることなく、住民に対して情報を提供できる形態となりますけれども、こちらは公開請求を受けることなく、行政機関が保有する情報を外部に提供するものです。

各課で対応したものについてはちょっと件数がわかりませんが、こちらは情報公開課にいらした方が情報提供の対応になった所管の内容と件数になります。

それから28ページ、こちらのほうは平成26年度中の市政情報広場の利用状況

になります。私も4月1日に情報公開課に来たんですけれども、かなり総合窓口のほうをご利用の方が多くてびっくりしているぐらいです。とても親しみやすいというか、とても入りやすいところもあるようで、いろいろとうちの非常勤職員も頑張っています。

それから、29ページにつきましては、総合案内の先ほどの28ページの4番の内訳になります。観光課が2階に行っちゃっていますので、その案内も多いということもあるのですけれども、結構お立ち寄りいただいている状況にあります。

それから30ページ、こちら、やはり情報公開課のほうでお預かりしまして頒布しているものなんですけれども、有償刊行物の頒布状況ということになります。

運用状況につきましては、ちょっと長くなってしまったのですが、以上でございます。

○**芳野会長** ありがとうございます。

ただいまのご報告について、質疑、ご意見はございますか。

島田委員、どうぞ。

○**島田委員** じゃ、2点ほどお伺いします。

先ほどの公開請求について、誰が請求を行ったかという、組織とか請求者はここでは書かれていないんですが、それは何か公開できない理由というか根拠というのはあるんですか。請求者のね。

○**芳野会長** 請求者の名前を公開できない理由について、何ですかというご質問です。

○**武藤情報公開課主事** 個人情報という解釈で。どなたがどのようなことを知りたいかということでの請求も、その方の個人情報というような解釈をしていますので、個人名は一応発表しない形でのまとめ方をしています。

○**島田委員** じゃ、そういうことで理解します。

あと、昨年26年10月のところ、一連の全国的にも大変知られるようになった逗子市のストーカー殺人事件ですよね。これは私どももネットでは把握しているんですが、この公開制度とは別に、逗子市自体が第三者委員会あるいは内部の委員会でそれを検証されて、こういう事件が二度と発生しないようにする、

そういう対策はとられたんでしょうか。

○矢島情報公開課長 対策のほうはとっておりますけれども、いついつに何会議をやったというのは、ちょっと今手元に資料がないですけれども、対策をとりまして、情報政策課のほうで情報セキュリティの関係と個人情報保護ということでのマニュアルをつくりまして、職員に周知しております。ですので、何々会議が何回あったかというのはちょっとこの場では。

○島田委員 内部の委員会として検証されたのか。外部の検証委員会は、組織は設けられなかったんですか。

○矢島情報公開課長 調べまして、第2回のときにまたご報告させていただくということでもよろしいでしょうか。

○島田委員 結構です。

というのは、この事件は、逗子市としてはあんまり市のほうとしては公開したくないかもしれませんが、今度、ことしの12月からマイナンバー制度が施行されます。これが実施されますと、それは利便性とか事務サービスの上では、私のほうも必要なものとして理解しているんですが、情報が漏れるリスクは高まるんですね。

そういうようなことで、今、全国的に自治体がマイナンバー制を導入するについて第三者点検などもやっているんですが、そういうときにここのケースでなぜ漏れたかという経緯が研修その他教育には貴重なデータなんですよ。ということで、実際はその内容が十分結果の反省がなされ、それが防止されるための措置が、逗子市だけではなくて他の自治体にも実際は必要なもので、その公開して差し支えない情報、恐らく差し支えないと思うんですけれども、そういうことがわかれば非常にありがたいと思うんですけれども。

○矢島情報公開課長 次回ということでもよろしいでしょうか。

○島田委員 結構です。

それから、ちょっと要望なんですけれども、きょうこのご説明いただいて、これらの口頭説明だけでは消化はとてもできないんですよ。こういうのはできたら、要望なんですけれども、事前に送付していただければありがたいんですけれども。これはほかの委員の方の意見も聞かなければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳野会長 今、島田委員からこのようなご提案がありましたが、物理的には事前送付は可能ですか。

○矢島情報公開課長 可能ですので、検討させていただいて、メールのほうがいい方と、郵送のほうがいい方というのはあるかと思うんですけども、そこら辺は後でお聞きするということでよろしいでしょうか。

○島田委員 メールのある人はメールでいいんじゃないですか。そのほうが手間が少ないと思うので。

○矢島情報公開課長 議題に関する資料というのは、事前に送付をということでよろしいでしょうか。

○芳野会長 よろしいですか、ほかの委員の方々。

○関副会長 送付したということは、審議会のときにはそれを持参するということになる。

○矢島情報公開課長 持ってきていただくという形。事前にですので、例えば1週間前とか。できますか。

○武藤情報公開課主事 できると思います。

○矢島情報公開課長 当日配付の資料が出ることもあるかもしれませんが、そちらのほうはご了承いただいて、このようなまとまっている資料については先に目を通していただくということで。

○芳野会長 じゃ、そういう形で段取りをとっていただけますか。そのほうが皆さん、事前に目を通して議論が活発になると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次回までにその資料の事前送付についてちょっと段取りをとっていただくことと、今、島田委員から出てきましたストーカー事件について、どのような対策をとり、市としてどのような発信をしているかというようなことについて、次回ご報告いただくということでお願いいたします。

ほかにご質問ありますか。

ちょっと量が多いのであれですけども、またおいおい次回でも、また質問のところがあったら出していただければと思います。

それでは、これ以上質問がないようですので、次の議題に移ります。

次の議題は4ですね。情報公開制度の検討課題についてということで、事務

局よりご説明をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、情報公開制度の検討課題ということで、資料3のほうをご覧いただければと思います。こちらの一覧にあります課題につきましては、ここ数年検討課題として審議されたものですが、結論が出たものを含めまして、それぞれ現段階で緊急に結論を要するものはございません。順を追ってご説明いたします。

まず、1の記載内容が不備なインターネット請求の取り扱いについてご説明いたします。こちらは数年前、インターネット請求に記載された電話が通じない、住所が違っていて郵便物が届かないなどの問題が発生しました。こちらのほうはホームページリニューアルに伴いまして、CMSが導入されまして、各種申請申し込みが電子申請によることとなり、入力する必須項目が多少厳しくなったことが抑止力になったのかなと思いますけれども、現在は連絡がとれない申請のほうはなくなりまして、事務処理に支障を来すことはございません。

こちら、方向性を書かせていただいたのですけれども、一旦検討のほうは終了しまして、今後問題が発生すれば、状況によりご審議いただければと思っております。

それから、次に2番目の一定期間経過後の公開請求の原本保存については、先ほどもちょっとご説明しましたけれども、条例第6条の2で、平成18年の条例改正で追加された規定です。簡単に言いますと、非公開とされた情報を20年後に公開しようという内容になっております。こちらのほうにつきましては、原本保存の困難性や、20年後に公表することに意味があるのかなど、審議会のほうでも議論されましたけれども、まだこの規定は実際に運用されておられません。その前に今ある規定を改正するというのも難しいです。そういうことで、諮問をするというような状況にはないということで、見送っております。

現在はこの条文の制度維持のため、対象文書・情報を廃棄することなく各課で確実に保存をしてもらうとともに、対象となる情報の原本を情報公開課でスキャンしデータ保存しております。

こちらのほうにつきましても、方向性としては審議会での検討は一時中断ということで示させていただいております。

それから、3番目の公開決定後閲覧日の調整に応じない、または閲覧日時に来庁しない場合の取り扱いということと、次のページの4の情報公開審査委員への不服申し出期限につきましては、こちらにつきましては両事案とも現段階で事務処理に支障を来しているということとはございません。ですので、方向性としては一旦検討は終了しまして、今後の状況によりまして必要があれば再提案しまして審議いただければと思っております。

それから、5番目の公開請求に係る情報の閲覧及び写しの交付、こちらにつきましては、昨年公開文書のデジタルカメラ等での撮影申し出の対応についてご審議いただきました。審議会の結論としては、デジタルカメラ等の撮影を認めるということでご了承いただきまして、その趣旨に沿いまして、事務局で解釈運用基準の一部改正手続を進めました。市の例規改正の手続を経まして5月29日に告示し、事務は終了しております。

こちらのほう、参考で1ということで解釈運用基準の一部改正新旧対照表を示させていただいております。

それから、最後になりまして、6番目の公開情報の音声化に関する検討につきましては、今ご説明した5番目の公開請求に係る情報の閲覧及び写しの交付について、こちらを審議する中で委員さんから問題提起があった部分です。こちらにつきましても、視覚に障害がある請求者に情報を公開する方法として音声化を検討すべきとの趣旨でありまして、去年は時間の関係でご審議いただけませんでしたけれども、事務局のほうで現状の考え方や問題点を整理しまして、ケースによりましてその都度対応するのが、1件ごと適切な公開の方法をというように考えておりますので、検討のほうは一旦終了しまして、事務局内で引き続き検討ということで示させていただいております。

簡単ですけれども、ご説明は以上です。

○芳野会長 情報公開制度の検討課題ということで、昨年度までの経過を踏まえてご説明をいただいたということだと思います。

今年度でまた新たには、今の段階ではまだないということですね。

○矢島情報公開課長 はい。

○芳野会長 何かご質問とかご意見はございますか。

○神田委員 すみません、今の最後のところで、視覚に障害がある方に対して、

事例はあるがその都度個別に対応しているということなのですが、具体的にはどのような対応の仕方をなさっているのでしょうか。

○武藤情報公開課主事 目の不自由な方、重度の方もいれば、軽い方もいます。軽度の視覚障害の方でしたら、実は窓口のほうに拡大する拡大読書器が情報公開課にはないんですが、障害福祉課に置いてあります。ですから、軽い方はその拡大読書器のほうを紹介します。また通常であれば、公開した文書を家族の方が読んでいただけるということもできますし、または市の職員に時間があれば、例えば情報公開課の職員、または公開した担当の職員に時間があれば、別室またはその場でこういう文書、内容ですということを読んで伝えることもできるというように、そういうような対応の中で、今までは対応できているということです。

ただ、これが全く重度の方はそれでは難しい部分もありますので、例えばテープ録音したものを公開資料として渡すというような方法ですとか、最近ではパソコンで打ち込んだものが音声化できるとか、いろいろなものが発達してきていますので、そういうものを含めて事務局のほうで検討をしていったほうがいいのかというように考えています。現状では個別に対応ができていますので、今後の事務局の課題として捉えているということでございます。

○神田委員 ありがとうございます。

○芳野会長 神田委員、よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見ありますか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、最後、議題5に移りたいと思います。その他ということですが、事務局から何かありますでしょうか。

○矢島情報公開課長 事務連絡としまして、次回開催は12月の上旬を予定しておりますけれども、会議室の状況もありますので、また日程調整のほうは近くなりましたら調整をさせていただきたいと思います。

それと、先ほどお話のありました資料のほうについては事前に送付できるよう、こちらのほうで調整したいと思います。

以上です。

○芳野会長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

これできょうの議題は全て終了ということになりますが、全体を通じて何かご意見とかご質問とか、ご感想も含めてありましたらどうぞ。

○**関根委員** 質問なんですけれども、先ほどマイナンバー制度の話も出たと思うんですけれども、マイナンバー制度ってすごく微妙な部分もかなりあると思っていて、一番最初に社会保険とそれから税というところから始まるんですけれども、主に個人情報というところがメインになってくると思うんですが、このマイナンバー制度とそれからこの審議会の関係性というか、そういうのって今後どう出てくるんですかね。

○**矢島情報公開課長** 審議会については、もう一つ、個人情報保護の審議会がありますので、今回6月の議会に条例改正案を上程させていただいているんですけれども、そちらの審議会では、昨年度からずっとご審議いただきまして、諮問そして答申をいただきました。

情報公開の審議会が直接かわるということはないとは思いますが、何か資料がということであれば、またご用意することはできるかと思えますけれども。

○**関根委員** わかりました。

○**芳野会長** 大きなシステム改正になっていくわけですね。市民としての興味・関心も特に個人情報の関係では強いと思いますので、取り扱い課としての情報公開課が番号制度も管轄されているので、そういう意味でいうと、その辺のところに質問とか情報提供が受けることは可能ですか。

○**矢島情報公開課長** 番号法としては、情報政策課のほか、所管が全庁的に取り組んでいるような状況です。それで、情報公開課としては個人情報保護ということで、こちらの条例の改正ということで。それに伴いまして解釈運用基準等もまた改正しなければならないというところもあります。

あと市で委託をしていくうえで、契約書をどうするかとか全庁的な話になりますけれども、そちらのほうも検討していかなければいけないなと思っております。

○**芳野会長** 市民として個人情報の保護が非常に関心が高いと思いますので、そこら辺のところはまた適宜情報を提供していただけますか。

○**島田委員** ちょっとそれ補足させていただきますが、今、事務局の答えられた

とおりだと思いますが、ただマイナンバー法の中で公開にかかわるところは今後、マイポータルと申しまして、実際に市民が自分の情報が誰が電子的にアクセスしたかそれが記録されて、個人はそれを把握できると、ネット的に。そういう仕組みが盛り込まれることになっているんですよ。そのところは情報公開と関連性があるんじゃないかと思いますが。

○矢島情報公開課長　そうですね。個人カードを持って、ＩＣチップが中にありますので、そのカードを持って何か機械で見られるとかパソコンから見られるとか、そういうような形になるのだと思うのですけれども、まだその開始が、皆さんに通知カードが送られるのが10月です。それから、通知カードとＩＣチップが入っているカードとはまた違うのですけれども、通知カードが行きましたら、欲しい方は顔写真付きのカードに替える手続きをしていただいて、その配付が28年の1月からということになると思います。実際に情報提供ネットワークシステムを使って、国の機関とか地方公共団体がやりとりを始めるのが29年の1月からになりますので、そのマイポータルですか、そちらでご覧になれるのが恐らくそれ以降か、それと同時か、その提供したかどうかということだと、29年1月以降ということになると思います。

○島田委員　例えば、この制度が始まるについて、実際は市単位にどういう個人情報ファイルがあってそれをどう把握したかというのは、法令審査で第三者チェックを受けることになっているんですが、その日程はもう終わったんですか、それともこれからどういうところでやるのか、個人情報審議会でやられるのか、それとも別の機関でやられるのか。

○矢島情報公開課長　逗子市のほうは基礎項目評価だけですので、今のところ内部の情報政策課のほうがかかわりまして、戸籍住民課はもう公表しております。1件。全体で現在のところは16事業あるということで、7課がかかわっているのですけれども、1つだけ公表されているのが、先ほど言いました戸籍住民課になります。

基礎項目評価の場合は第三者機関の点検が要らないので、今後第三者の点検が必要な場合にはということで、個人情報保護運営審議会の関係ですが、今回の条例改正で審議会の役割に盛り込んでおります。必要な場合にはそちらに、審議会のほうにかける、点検をしていただくというような仕組みを考えており

ます。

○島田委員 たまたま僕は町田市の個人情報審議会委員をやっています。第三者点検は3月からやりまして、個人情報保護運営審議会でもやりまして、基礎も重要項目もそれからパブリックコメントももう終わっているんだけど、逗子さんはまだこれから。

○矢島情報公開課長 条例改正につきましては……

○島田委員 条例改正じゃないですよ。

○矢島情報公開課長 基礎項目……。

○島田委員 基礎項目。個人のファイルを、どんなものを逗子市として保有しているか、それには基礎項目、重要項目、いろいろあると思いますよ。各課にまたがっている。それは第三者点検を受けることになっているんですが、個人情報保護審議会でも兼ねて、そこで審査してもらう方法もある、ちょっと専門的になりますけれどもね。別途時間をつくって、点検は受けなきゃならんことになっているんですよ。

○矢島情報公開課長 逗子市の場合は、対象人数とか対象取り扱い者数とかで、しきい値判断しますと、全部基礎項目評価なんです。ですので、重点項目評価等入っていないので、第三者の点検は今のところはないです。

ちょっと難しいですね。私も4月に来まして、番号法の仕組みとかそういうのを理解するのがなかなか難しいところもあるのですけれども。また資料が手元にあると、今お話ししていることがわかりやすいと思うのですけれども。現状では逗子市はそのような状況です。

○島田委員 あと、ちょっと新米ですのでいろいろお尋ねしたいんですが、この情報公開運営審議会の基本的なことですが、権限と責任というのは具体的にはどういうことなんでしょうかね。

○芳野会長 島田委員からのご質問がありますが、条例上の問題ですね。

○島田委員 これは僕らはもらっていませんでしたよね。

○矢島情報公開課長 申しわけございません。そうですね、島田先生にお会いしたときにお渡ししていない……申しわけございません。

○島田委員 いえいえ。

○矢島情報公開課長 新しい委員さんの委嘱する際にはお渡しするのですけれど

も、お会いしたときにお渡ししているものだと思っていました。申しわけございません。お持ち帰りいただいて。

○島田委員 ええ、持って帰ります。

○矢島情報公開課長 新しいものをご用意しますので、後で。申しわけございませんでした。

○芳野会長 運営審議会は16条に記載してありまして、16条のところに「この条例による情報公開制度の改善その他重要事項につき、実施機関の諮問に応じて調査審議をし、その結果を答申し、意見を建議する」、そういう形になっています。16条の第2項です。

○島田委員 どのページ。

○矢島情報公開課長 7ページになります。申しわけございません。

○芳野会長 情報公開条例の16条、ページでいうと7ページ。1項で審議会を置くという設置規定、2項で何をやるかというところで、「この条例による情報公開制度の改善その他重要事項につき、実施機関の諮問に応じて調査審議をし、その結果を答申し、または意見を建議する」というような権限となっております。

○矢島情報公開課長 それで、解釈運用基準のほうにつきましては、134ページと135ページになります。それから、審議会規則は37ページになります。

○芳野会長 それでは、ほかには何かご意見とかご質問、感想でも結構ですがありますか。よろしいですか。

それでは、きょうの議題は全て終了いたしました。

突然のご指名だったのでいろいろ至らぬところもあったかと思いますが、どうぞご容赦ください。今後もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

午前11時45分閉会